

第67号議案

府中市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

新型コロナウイルス感染症に起因する地域課題の解決に資する事業の財源に充てるための基金を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市基金条例の一部を改正する条例

第1条 府中市基金条例（昭和40年4月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (20) 新型コロナウイルス感染症対策基金 新型コロナウイルス感染症に起因する地域課題の解決に資する事業に要する経費の財源に充てることを目的とする。

第2条第1項第1号及び第3条第1項中「及び美術品購入基金」を「、美術品購入基金及び新型コロナウイルス感染症対策基金」に改める。

第2条 府中市基金条例の一部を次のように改正する。

第1条第20号を削る。

第2条第1項第1号及び第3条第1項中「、美術品購入基金及び新型コロナウイルス感染症対策基金」を「及び美術品購入基金」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和3年3月31日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する